

当院の施設基準・加算について

当院は厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等へ下記届出を行っております。

1. 一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。当院では、特定の商品名を指定するのではなく、有効成分の名称を基にした「一般名処方」を行う場合があります。

一般名処方では、有効成分・効能が同じ医薬品の中から患者様がお薬を選ぶことができます。保険薬局にて患者様のご希望を確認される場合があります。

- ・一般名処方加算 1 10 点（後発品が存在する全ての医薬品を一般名処方した場合）
- ・一般名処方加算 2 8 点（後発品が存在する先発品のうち 1 品目以上を一般名処方した場合）

一般名処方のメリットは医薬品の安定供給だけでなく、患者様が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担の軽減にもつながります。ご不明な点は医師・薬剤師にお尋ねください。

2. 電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認（マイナ保険証）により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用できる体制を整えています。患者様の同意のもと、医師がオンラインで薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用し、質の高い医療を提供しています。

マイナ保険証をお持ちでない方は、従来どおり健康保険証・資格確認書での受診も可能です。詳しくは受付までお問い合わせください。

3. 外来後発医薬品使用体制加算

当クリニックでは、後発医薬品（ジェネリック）の使用を推進しており「外来後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。

後発医薬品は先発医薬品と同じ成分を含むものであり同じ効果が期待できます。

医療費の削減につながり患者様の負担を軽減した治療を提供することが期待されています。

医薬品の供給不足が発生した場合、患者様に必要な医薬品を提供するために、以下のような対応を行います。

- ・代替品の提供供給不足の医薬品に代わる同等または類似の効果が期待できる別の医薬品を提供します。
- ・用量・投与日数の変更医薬品の用量を調整することで、現在の処方量での治療を継続することが可能な場合があります。
- ・医師が患者様に適切な用量を決定し医薬品を調剤します。

患者様の安全と健康を考え、医薬品の供給不足に際しても適切な対応を行います。